

## 貨物自動車運送事業法

### 1. 案内情報

手続名	: 特定貨物自動車運送事業者の運行管理者解任届出
手続根拠	: 貨物自動車運送事業法第35条第6項(第18条第3項準用) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条
手続対象者	: 特定貨物自動車運送事業者
提出時期	: 貨物自動車運送事業法第18条第1項の規定により運行管理者を解任したとき
提出方法	: 運行管理者解任届出書を作成し、事業者を管轄する運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)窓口へ届出してください。
手数料	: 無し
添付書類	: 無し
申請書様式	: 最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)へお問い合わせください。
記載要領・記載例	: 最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)へお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先	: 各地方運輸局運輸支局整備課 沖縄総合事務局陸運事務所整備課
受付時間	: 申請書提出先にお問い合わせください。
相談窓口	: 申請書提出先